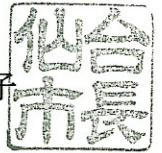


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 26 年 7 月 14 日

仙台市長 奥山 恵美子



記

1 事業者の住所及び氏名

住所 仙台市青葉区春日町 4 番 10 号 ジャンセン春日町ビル 2 階
氏名 株式会社 大倉産業 代表取締役 宮崎 信行

2 開発事業の名称及び目的

名称 大倉岩石採取事業
目的 既存事業区域を拡大し、震災復旧、復興工事の土木建築用等、各方面に用途を有する重要な地下資源である岩石を有効に開発供給するため

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市青葉区大倉字西風側 30 番 1 地内外 5 筆
面積 97,494.69m²

4 意見の内容

(1) 条例第 16 条第 1 項の規定による開発事業計画書についての市長の意見

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ 郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

よって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。